

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文 (令和8年4月)

旧条文 (令和7年4月)

編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由									
1	1	1	2	25	工事写真	なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」(令和7年10月1日改定)に基づき実施しなければならない。	1	1	1	2	25	工事写真	なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」(平成29年6月5日香川県土木部技術企画課)に基づき実施しなければならない。	参照文書の更新									
1	1	1	2	36	竣工検査	竣工検査とは、香川県建設工事検査要綱(平成30年4月1日)に基づき行うものをいう。	1	1	1	2	36	竣工検査	竣工検査とは、香川県建設工事検査要領(香川県土木部長通達 平成25年3月29日)に基づき行うものをいう。	誤記 参照文書の更新									
1	1	1	4		ワンデーレスポンス	工事監督員は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。ただし、適切な期限までに回答する場合でも、回答期限については、即日回答に努めるものとする。								条文の追加									
1	1	1	5		ウィークリースタンス	工事監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、計画的に工事を履行しつつ労働環境を改善し、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的に、受注者間で確認・共有した取組の総称をいう。								条文の追加									
1	1	1	6		計画工程表		1	1	1	4		計画工程表		条文追加による番号の修正									
1	1	1	7		施工計画書		1	1	1	5		施工計画書		条文追加による番号の修正									
1	1	1	7	2	変更施工計画書	なお、最終の変更契約後に、それまでの変更箇所をまとめた溶け込み版一式の作成及び立会日や納品予定日等の日付修正は不要とする。	1	1	1	5	2	変更施工計画書	なお、最終の変更契約後に、それまでの変更箇所をまとめた溶け込み版一式の作成は不要とし、立会日や納品予定日等の修正も不要とする。	正確な表記									
1	1	1	8		コリンズ(CORINS)への登録		1	1	1	6		コリンズ(CORINS)への登録		条文追加による番号の修正									
						工事監督員の確認を受けたうえ、次表の期限までに登録機関に登録申請をしなければならない。							工事監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内または工事開始日までに、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。	文字表現を表にまとめた									
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受注時</td> <td>契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 余裕期間設定工事の場合は、工事開始日までの登録でも可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変更時</td> <td>変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 注)当初500万円未満で契約変更で500万円を超えた場合は、契約変更後の情報で受注登録を行う。</td> </tr> <tr> <td>注)当初登録していて契約変更で500万円未満となった場合は、竣工登録まで行う。</td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td>工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</td> </tr> <tr> <td>訂正時</td> <td>適宜</td> </tr> </tbody> </table>	時期	期 限	受注時	契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 余裕期間設定工事の場合は、工事開始日までの登録でも可	変更時	変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 注)当初500万円未満で契約変更で500万円を超えた場合は、契約変更後の情報で受注登録を行う。	注)当初登録していて契約変更で500万円未満となった場合は、竣工登録まで行う。	完成時	工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内	訂正時	適宜						
時期	期 限																						
受注時	契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 余裕期間設定工事の場合は、工事開始日までの登録でも可																						
変更時	変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 注)当初500万円未満で契約変更で500万円を超えた場合は、契約変更後の情報で受注登録を行う。																						
	注)当初登録していて契約変更で500万円未満となった場合は、竣工登録まで行う。																						
完成時	工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内																						
訂正時	適宜																						
						なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。							なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。	下線追加									
1	1	1	9		工事監督員		1	1	1	7		工事監督員		条文追加による番号の修正									
1	1	1	10		現場技術員		1	1	1	8		現場技術員		条文追加による番号の修正									
1	1	1	11		工事用地等の使用		1	1	1	9		工事用地等の使用		条文追加による番号の修正									
1	1	1	12		工事着手		1	1	1	10		工事着手		条文追加による番号の修正									
1	1	1	13		工事の下請負		1	1	1	11		工事の下請負		条文追加による番号の修正									
1	1	1	14		施工体制台帳		1	1	1	12		施工体制台帳		条文追加による番号の修正									
1	1	1	15		受注者相互の協力		1	1	1	13		受注者相互の協力		条文追加による番号の修正									
1	1	1	16		調査・試験に対する協力		1	1	1	14		調査・試験に対する協力		条文追加による番号の修正									
1	1	1	16	5	5.低入札価格調査対象工事	(2)第1編1-1-7に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	1	1	1	14	5	5.低入札価格調査対象工事	(2)第1編1-1-5に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	条文追加による番号の修正									
1	1	1	17	1	1.一般事項	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-50臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	15	1	1.一般事項	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-48臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	条文追加による番号の修正									
1	1	1	18		設計図書の変更		1	1	1	16		設計図書の変更		条文追加による番号の修正									
1	1	1	19		工期変更		1	1	1	17		工期変更		条文追加による番号の修正									
1	1	1	20		支給材料及び貸与品		1	1	1	18		支給材料及び貸与品		条文追加による番号の修正									
1	1	1	21		工事現場発生品		1	1	1	19		工事現場発生品		条文追加による番号の修正									
1	1	1	22		建設副産物		1	1	1	20		建設副産物		条文追加による番号の修正									
1	1	1	23		工事監督員による確認(確認を含む)及び立会等		1	1	1	21		工事監督員による確認(確認を含む)及び立会等		条文追加による番号の修正									
1	1	1	24		数量の算出及び完成図		1	1	1	22		数量の算出及び完成図		条文追加による番号の修正									
1	1	1	25		品質証明		1	1	1	23		品質証明		条文追加による番号の修正									
1	1	1	26		工事完成図書		1	1	1	24		工事完成図書		条文追加による番号の修正									
1	1	1	27		竣工検査		1	1	1	25		竣工検査		条文追加による番号の修正									
1	1	1	27	7	7.適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、1-1-23第3項の規定を準用する。	1	1	1	25	7	7.適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、1-1-21第3項の規定を準用する。	条文追加による番号の修正									
1	1	1	28		出来形部分検査		1	1	1	26		出来形部分検査		条文追加による番号の修正									
1	1	1	28	5	5.適用規定	受注者は、当該出来形部分検査については、1-1-23第3項の規定を準用する。	1	1	1	26	5	5.適用規定	受注者は、当該出来形部分検査については、1-1-21第3項の規定を準用する。	条文追加による番号の修正									
1	1	1	29		中間検査		1	1	1	27		中間検査		条文追加による番号の修正									
1	1	1	29	6	6.適用規定	受注者は、当該中間検査については、1-1-23第3項の規定を準用する。	1	1	1	27	6	6.適用規定	受注者は、当該中間検査については、1-1-21第3項の規定を準用する。	条文追加による番号の修正									
1	1	1	30		部分使用		1	1	1	28		部分使用		条文追加による番号の修正									

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和8年4月）

旧条文（令和7年4月）

編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	30	2	使用前検査		1	1	1	28	2	工事監督員による検査		文言修整
1	1	1	31		施工管理		1	1	1	29		施工管理		条文追加による番号の修正
1	1	1	32		履行報告	受注者は、約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を毎月初めに工事監督員に提出しなければならない。	1	1	1	30		履行報告	受注者は、約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を工事監督員に提出しなければならない。	条文追加による番号の修正 実態に合わせた修正
1	1	1	33		工事関係者に対する措置請求		1	1	1	31		工事関係者に対する措置請求		条文追加による番号の修正
1	1	1	34		工事中の安全確保		1	1	1	32		工事中の安全確保		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	2	建設工事公衆災害防止対策要綱		1	1	1	32	3	災害の防止		国交省表現に修正
1	1	1	34	3	支障行為等の防止		1	1	1	32	2	支障行為等の防止		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	6	架空線等事故防止対策		1	1	1	32	21	架空線等事故防止対策		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	7	防災体制		1	1	1	32	6	防災体制		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	8	第三者の立入り禁止措置		1	1	1	32	7	第三者の立入り禁止措置		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	9	安全巡視		1	1	1	32	8	安全巡視		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	10	イメージアップ		1	1	1	32	9	イメージアップ		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	11	定期安全研修・訓練等		1	1	1	32	10	定期安全研修・訓練等		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	12	施工計画書		1	1	1	32	11	施工計画書		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	13	安全教育・訓練等の記録		1	1	1	32	12	安全教育・訓練等の記録		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	14	関係機関との連絡		1	1	1	32	13	関係機関との連絡		条文追加による番号の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和8年4月）						旧条文（令和7年4月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	34	15	工事関係者の連絡会議	1	1	1	32	14	工事関係者の連絡会議		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	16	安全衛生協議会の設置	1	1	1	32	15	安全衛生協議会の設置		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	17	安全優先	1	1	1	32	16	安全優先		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	18	災害発生時の応急処置	1	1	1	32	17	災害発生時の応急処置		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	19	地下埋設物等の調査	1	1	1	32	18	地下埋設物等の調査		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	20	不明の地下埋設物等の処置	1	1	1	32	19	不明の地下埋設物等の処置		条文追加による番号の修正
1	1	1	34	21	地下埋設物件等損害時の措置	1	1	1	32	20	地下埋設物件等損害時の措置		条文追加による番号の修正
1	1	1	35		爆発及び火災の防止	1	1	1	33		爆発及び火災の防止		条文追加による番号の修正
1	1	1	36		後片付け	1	1	1	34		後片付け		条文追加による番号の修正
1	1	1	37		事故報告書	1	1	1	35		事故報告書		条文追加による番号の修正
1	1	1	38		環境対策	1	1	1	36		環境対策		条文追加による番号の修正
1	1	1	38	6	6.排出ガス対策 受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)第16条第1項第2号もしくは第20条第2号に定める表示が付された特定特殊自動車	1	1	1	36	6	6.排出ガス対策 受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第16条第1項第2号もしくは第20条第2号に定める表示が付された特定特殊自動車		条文追加による番号の修正
1	1	1	39		文化財の保護	1	1	1	37		文化財の保護		条文追加による番号の修正
1	1	1	40		交通安全管理	1	1	1	38		交通安全管理		条文追加による番号の修正
1	1	1	40	4	4.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)	1	1	1	38	4	4.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)		条文追加による番号の修正
1	1	1	40	14	14.通行許可等 また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	38	14	14.通行許可等 また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。		条文追加による番号の修正
1	1	1	41		施設管理	1	1	1	39		施設管理		条文追加による番号の修正
1	1	1	42		諸法令の遵守	1	1	1	40		諸法令の遵守		条文追加による番号の修正
1	1	1	42	1	(2)建設業法(令和6年6月改正法律第49号)	1	1	1	40	1	(2)建設業法(令和3年5月改正法律第37号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(4)労働基準法(令和6年5月改正法律第42号)	1	1	1	40	1	(4)労働基準法(令和2年3月改正法律第14号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(8)雇用保険法(令和6年6月改正法律第47号)	1	1	1	40	1	(8)雇用保険法(令和4年3月改正法律第12号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(9)労働者災害補償保険法(令和2年3月改正法律第14号)	1	1	1	40	1	(9)労働者災害補償保険法(令和2年6月改正法律第31号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(10)健康保険法(令和6年6月改正法律第47号)	1	1	1	40	1	(10)健康保険法(令和5年5月改正法律第31号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正法律第26号)	1	1	1	40	1	(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正法律第12号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(13)出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正法律第84号)	1	1	1	40	1	(13)出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正法律第97号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(14)道路法(令和5年5月改正法律第34号)	1	1	1	40	1	(14)道路法(令和3年3月改正法律第9号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(15)道路交通法(令和5年6月改正法律第56号)	1	1	1	40	1	(15)道路交通法(令和5年5月改正法律第19号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(17)道路運送車両法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1	1	40	1	(17)道路運送車両法(令和4年3月改正法律第4号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(19)地すべり等防止法(令和5年5月改正法律第34号)	1	1	1	40	1	(19)地すべり等防止法(平成29年6月改正法律第45号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(20)河川法(令和5年5月改正法律第34号)	1	1	1	40	1	(20)河川法(令和3年5月改正法律第31号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(21)海岸法(令和5年5月改正法律第34号)	1	1	1	40	1	(21)海岸法(平成30年12月改正法律第95号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(24)漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正法律第34号)	1	1	1	40	1	(24)漁港漁場整備法(平成30年12月改正法律第95号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(26)航空法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1	1	40	1	(26)航空法(令和4年6月改正法律第62号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(29)森林法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1	1	40	1	(29)森林法(令和2年6月改正法律第41号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(39)砂利採取法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1	1	40	1	(39)砂利採取法(平成27年6月改正法律第50号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(42)測量法(令和6年6月改正法律第54号)	1	1	1	40	1	(42)測量法(令和元年6月改正法律第37号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(43)建築基準法(令和6年6月改正法律第53号)	1	1	1	40	1	(43)建築基準法(令和5年6月改正法律第58号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(44)都市公園法(令和6年5月改正法律第40号)	1	1	1	40	1	(44)都市公園法(平成29年5月改正法律第26号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(48)海上交通安全法(令和5年5月改正法律第34号)	1	1	1	40	1	(48)海上交通安全法(令和3年6月改正法律第53号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(51)船員法(令和6年5月改正法律第42号)	1	1	1	40	1	(51)船員法(令和3年6月改正法律第75号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正法律第24号)	1	1	1	40	1	(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正法律第59号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(54)自然環境保全法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1	1	40	1	(54)自然環境保全法(平成31年4月改正法律第20号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第54号)	1	1	1	40	1	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(63)厚生年金保険法(令和6年6月改正法律第47号)	1	1	1	40	1	(63)厚生年金保険法(令和5年6月改正法律第58号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(64)航路標識法(令和3年6月改正法律第53号)	1	1	1	40	1	(64)航路標識法(平成28年5月改正法律第42号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(68)所得税法(令和6年5月改正法律第26号)	1	1	1	40	1	(68)所得税法(令和5年6月改正法律第44号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(70)船員保険法(令和6年6月改正法律第47号)	1	1	1	40	1	(70)船員保険法(令和5年5月改正法律第31号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(71)著作権法(令和6年6月改正法律第55号)	1	1	1	40	1	(71)著作権法(令和3年6月改正法律第52号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(72)電波法(令和5年12月改正法律第87号)	1	1	1	40	1	(72)電波法(令和4年12月改正法律第93号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正法律第47号)	1	1	1	40	1	(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正法律第12号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第54号)	1	1	1	40	1	(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正法律第35号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(79)警備業法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1	1	40	1	(79)警備業法(令和元年6月改正法律第37号)		改定年度を反映
1	1	1	42	1	(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第53号)	1	1	1	40	1	(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正法律第58号)		改定年度を反映
1	1	1	43		官公庁等への手続等	1	1	1	41		官公庁等への手続等		条文追加による番号の修正
1	1	1	44		施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	42		施工時期及び施工時間の変更		条文追加による番号の修正
1	1	1	45		工事測量	1	1	1	43		工事測量		条文追加による番号の修正
1	1	1	46		提出書類	1	1	1	44		提出書類		条文追加による番号の修正
1	1	1	47		不可抗力による損害	1	1	1	45		不可抗力による損害		条文追加による番号の修正
1	1	1	48		特許権等	1	1	1	46		特許権等		条文追加による番号の修正
1	1	1	49		保険の付保及び事故の補償	1	1	1	47		保険の付保及び事故の補償		条文追加による番号の修正
1	1	1	50		臨機の措置	1	1	1	48		臨機の措置		条文追加による番号の修正
1	1	1	51		石綿使用の有無	1	2	4	49		石綿使用の有無		条文追加による番号の修正
1	1	1	52		創意工夫	1	1	1	50		創意工夫		条文追加による番号の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文 (令和8年4月)					旧条文 (令和7年4月)										
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由	
1	2	3	1	4	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-22建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	条文追加による番号の修正	
1	2	3	1	6	6.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-7施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	3	1	6	6.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	条文追加による番号の修正	
1	2	4	1	8	8.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-22建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	8.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	条文追加による番号の修正	
1	2	4	1	10	10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-7施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	4	1	10	10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	条文追加による番号の修正	
1	2	4	4	10	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-31施工管理第8項の規定による。	1	2	4	4	10	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-29施工管理第8項の規定による。	条文追加による番号の修正	
1	3	3	2	1	1.一般事項(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正法律第68号))	1	3	3	2	1	1.一般事項(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正法律第33号))	諸基準類との整合	
2	2	3	3	1	1.砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度	表2-4 再生砕石の粒度 [注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。	2	2	3	3	1	1.砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度	表2-4 再生砕石の粒度 [注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。	諸基準類との整合	
2	2	3	3	1	1.砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度	表2-5 再生粒度調整砕石の粒度 [注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。	2	2	3	3	1	1.砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度	表2-5 再生粒度調整砕石の粒度 [注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。	諸基準類との整合	
2	2	3	3	3	3.砕石の品質	表2-7 砕石の品質 表乾密度	2	2	3	3	3	3.砕石の品質	表2-7 砕石の品質 表乾比重	用語の修正	
2	2	3	4		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-12、アスファルトコンクリート再生骨材圧裂による評価を適用する場合は表2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-12の規格に適合するものとする。	2	2	3	4		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-12の規格に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更		
2	2	3	4		表2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質・表の修正 [注2]アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微分量は、実際の構造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めるとよい。 [注3]旧アスファルトの含有量及び骨材の微分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4]骨材の微分量は「JIS A 1103:2014(骨材の微分量試験方法)」により求める。 [注5]アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [注2]アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3]アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めるとよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4]アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5]骨材の微分量試験はJIS A 1103(骨材の微分量試験方法)により求める。 [注6]アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7]旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。	2	2	3	4					諸基準類との整合
2	2	3	4		表2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質・表の新規計上 [注1]アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 [注2]アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めるとよい。 [注3]旧アスファルトの含有量および骨材の微分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4]アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mmと5~0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率(ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%)を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 [注5]骨材の微分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微分量試験方法」により求める。 [注6]アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。									図表の追加	
2	2	3	5	2	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲・表の新規計上	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-14の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	2	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-13の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正	
2	2	3	5	2		表2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3	5	2		表2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	図表追加による番号の修正	
2	2	3	5	3	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-15の規格に適合するものとする	2	2	3	5	3	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-14の規格に適合するものとする	図表追加による番号の修正	
2	2	3	5	3		表2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	2	2	3	5	3		表2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	図表追加による番号の修正	
2	2	3	6	1	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	条文追加による番号の修正	
2	2	3	6	1		表2-16 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1		表2-15 舗装用石油アスファルトの規格	図表追加による番号の修正	
2	2	3	6	1		[注2] 舗装用の新アスファルトである120~150、150~200、200~300は、「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点異なる。								新規追加	
2	2	3	6	1		表2-17 石油アスファルト乳剤の規格	2	2	3	6	1		表2-16 石油アスファルト乳剤の規格	図表追加による番号の修正	
2	2	6	2	1	1.適用規格	セメントは表2-18の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	1	1.適用規格	セメントは表2-17の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正	
2	2	6	2	1		表2-18 セメントの種類	2	2	6	2	1		表2-17 セメントの種類	図表追加による番号の修正	
2	2	6	2	3	3.普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-19の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	3	3.普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-18の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正	
2	2	6	2	3		表2-19 普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3		表2-18 普通ポルトランドセメントの品質	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	1	1.適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の表2-16の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	1	1.適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の表2-15の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	2	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-20の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合は、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2	8	1	2	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-19の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合は、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	2		表2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	2		表2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正	
2	2	8	1	3	3.セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2-21の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	3	3.セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2-20の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正	

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文 (令和8年4月)						旧条文 (令和7年4月)							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
2	2	8	1	3	表2-21 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	2	2	8	1	3	表2-20 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	表2-20 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	4.硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2-23の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	4	4.硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2-22の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	表2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4		表2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	表2-23 硬質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4		表2-22 硬質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	5	5.石油アスファルト乳剤	2	2	8	1	5	5.石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は表2-16、表2-23の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	5	表2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8	1	5		表2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	6	6.グースアスファルトに使用するアスファルトは、表2-22に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	6.グースアスファルトに使用するアスファルトは、表2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	グースアスファルトに使用するアスファルトは、表2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	7	7.グースアスファルト	2	2	8	1	7	7.グースアスファルト	グースアスファルトは表2-22に示す硬質アスファルトの規格を標準とするものとする	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	3		表2-25 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)	2	2	8	3			表2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)	図表追加による番号の修正
2	2	8	3		表2-26 再生用添加剤の品質(オイル系)	2	2	8	3			表2-25 再生用添加剤の品質(オイル系)	図表追加による番号の修正
2	2	8	3		表2-27 再生用添加剤の標準的性状組成(石油学会規格JPI-5S-77-19)	2	2	8	3			表2-26 再生用添加剤の標準的性状組成(石油学会規格JPI-5S-70-10)	図表追加による番号の修正 改定年度を反映
2	2	12	1	(4)反射シート	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-28、表2-29に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-28、表2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、工事監督員の確認を得なければならない。	2	2	12	1	(4)反射シート	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-27、表2-28に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-27、表2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、工事監督員の確認を得なければならない。	表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	条文追加による番号の修正
2	2	12	1		表2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1			表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	図表追加による番号の修正
2	2	12	1		表2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1			表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	図表追加による番号の修正
2	3	13	1	(1)	ゴムは、カーボンブラック又はホワイトカーボン配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。	2	3	13	1	(1)	(1)	ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。	追加
2	3	13	1	(2)	ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。	2	3	13	1	(2)	(2)	ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性及び耐磨耗性等を有しなければならない。	語句修正
2	3	13	1	(3)		2	3	13	1	(3)	(3)	※ゴム防眩材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)によることができるものとする。	移行期間の終了
3	2	2		適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	3	2	2		適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	改定年度を反映
3	2	2			日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧	3	2	2			日本道路協会 道路土工-斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会 道路土工-斜面上の深礎基礎設計施工便覧	名称変更
3	2	2			日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	3	2	2			日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)	改定年度を反映
3	2	2			日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版](令和5年2月)	3	2	2			日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	改定年度を反映
3	2	2			厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(令和5年12月)	3	2	2			厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成21年4月)	厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成21年4月)	改定年度を反映
3	2	3	14	2		3	2	3	14	2	表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	表の削除	削除
3	2	3	23	1	1.一般事項 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表2-3に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。	3	2	3	23	1	1.一般事項 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。	受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。	実態を踏まえた規定の変更
3	2	3	23	1	表2-3 すべり係数	3	2	3	23	1		表2-4 すべり係数	図表追加による番号の修正
3	2	3	23	1	表2-4 無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	3	2	3	23	1		表2-5 無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	図表追加による番号の修正
3	2	3	23	3	(4) ボルト長が径の5倍を超える場合:施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。	3	2	3	23	3	(4) ボルト長が径の5倍を超える場合:施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。	表2-6 設計ボルト軸力(kN)	図表追加による番号の修正
3	2	3	23	4	(2) 摩擦接合ボルトを、表2-5に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。	3	2	3	23	4	(2) 摩擦接合ボルトを、表2-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。	表2-6 設計ボルト軸力(kN)	図表追加による番号の修正
3	2	3	23	4	表2-5 設計ボルト軸力(kN)	3	2	3	23	4		表2-6 設計ボルト軸力(kN)	図表追加による番号の修正
3	2	3	23	4	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表2-6及び表2-7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	3	2	3	23	4	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表2-7及び表2-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	表2-7 常温時(10~30℃)の締付けボルト軸力の平均値	図表追加による番号の修正
3	2	3	23	4	表2-6 常温時(10~30℃)の締付けボルト軸力の平均値	3	2	3	23	4		表2-7 常温時(10~30℃)の締付けボルト軸力の平均値	図表追加による番号の修正
3	2	3	23	4	表2-7 常温時以外(0~10℃、3~60℃)の締付けボルト軸力の平均値	3	2	3	23	4		表2-8 常温時以外(0~10℃、3~60℃)の締付けボルト軸力の平均値	図表追加による番号の修正
3	2	3	23	4	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2-8に示すボルトの軸力の範囲に入らなければならない。	3	2	3	23	4	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2-9に示すボルトの軸力の範囲に入らなければならない。	表2-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	図表追加による番号の修正
3	2	3	23	4	表2-8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	3	2	3	23	4		表2-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	図表追加による番号の修正
3	2	3	25	1	1.一般事項 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、線についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。	3	2	3	25	1	1.一般事項 受注者は、橋歴板の作成については材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し寸法及び記載事項は、図2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。	受注者は、橋歴板の作成については材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し寸法及び記載事項は、図2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更
3	2	3	25		図2-2 銘板の寸法及び記載事項	3	2	3	25			図の変更	実態を踏まえた規定の変更
3	2	3	31	9	9.塗装の禁止条件 塗装禁止条件は、表2-9に示すとおりである。	3	2	3	31	9	9.塗装の禁止条件 塗装禁止条件は、表2-10に示すとおりである。	9.塗装の禁止条件 塗装禁止条件は、表2-10に示すとおりである。	図表追加による番号の修正
3	2	3	31	9	表2-9 塗装禁止条件	3	2	3	31	9	表2-10 塗装禁止条件	表の修正	諸基準類との整合
2	2	3	32	3	3.表示標の提出 表2-10 要求性能の確認方法	2	2	3	32	3	3.表示標の提出 表2-11 要求性能の確認方法	表2-11 要求性能の確認方法	図表追加による番号の修正
3	2	3	32	3	[注1]表2-10の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8.線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表2-12)を行うものとする。	2	2	3	32	3	[注1]表2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8.線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表2-13)を行うものとする。	[注1]表2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8.線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表2-13)を行うものとする。	図表追加による番号の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和8年4月）

旧条文（令和7年4月）

編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	3	32	6	6.連結方法	連結の方法はコイル式とし表2-11のとおりとする。	2	2	3	32	6	6.連結方法	連結の方法はコイル式とし表2-12のとおりとする。	図表追加による番号の修正
3	2	3	32	6		表2-11 連結コイル線 [注]コイル長の上段:()書きは、かごの厚さ30cm規格の場合	2	2	3	32	6		表2-12 連結コイル線	図表追加による番号の修正
3	2	3	32	6	表2-12 線材の品質管理試験の内容		2	2	3	32	6	表2-13 線材の品質管理試験の内容		図表追加による番号の修正
3	2	3	33	3	3.根固め用袋材の要求性能の確認	表2-13(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	2	2	3	33	3	3.根固め用袋材の要求性能の確認	表2-14(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	図表追加による番号の修正
3	2	3	33	3		[注]※1表2-13(1)の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1回の実施でよいものとする。	2	2	3	33	3		[注]※1表2-14(1)の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1回の実施でよいものとする。	図表追加による番号の修正
3	2	3	33	3		表2-13(2) 参考資料	2	2	3	33	3		表2-14(2) 参考資料	図表追加による番号の修正
3	2	4	4	14	14.杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(既製コンクリートくい施工標準)施工7.4.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる	2	2	4	4	14	14.杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(既製コンクリートくい施工標準)⑧施工8.3.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる	図表追加による番号の修正
3	2	4	4	21	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない	2	2	4	4	21	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない	図表追加による番号の修正
3	2	4	4	21		表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値	2	2	4	4	21		表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	図表追加による番号の修正
3	2	4	9	11	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	3	2	4	9	11	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-16の許容値を満足するように施工しなければならない。	図表追加による番号の修正
3	2	4	9	11	(7)	表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	9	11	(7)	表2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値	図表追加による番号の修正
3	2	6	3	8	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-16の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-17の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
3	2	6	3	8		表2-16 下層路盤の品質規格	3	2	6	3	8		表2-17 下層路盤の品質規格	図表追加による番号の修正
3	2	6	3	8			3	2	6	3	8		・[種別]「クラッシュラン鉄鋼スラグ」名称の明確化 ・[試験項目] クラッシュラン鉄鋼スラグの修正CBRについて追記 ・「エージング」に関する注記を追加	削除
3	2	6	3	9	(1)	これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-17、表2-18、表2-19の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	(1)	これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-18、表2-19、表2-20の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
3	2	6	3	9		表2-17 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9		表2-18 上層路盤の品質規格	図表追加による番号の修正
3	2	6	3	9		表2-18 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9		表2-19 上層路盤の品質規格	図表追加による番号の修正
3	2	6	3	9		表2-19 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9		表2-20 上層路盤の品質規格	図表追加による番号の修正
3	2	6	3	9	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-20の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-21の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
3	2	6	3	9		表2-20 粒度調整路盤材の粒度範囲	3	2	6	3	9		表2-21 粒度調整路盤材の粒度範囲	図表追加による番号の修正
3	2	6	3	11	11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-3-3 5. 鉄鋼スラグの規格(路盤材料)の表2-9鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	3	2	6	3	11	11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-22、表2-23	実態を踏まえた規定の変更
3	2	6	3	11			3	2	6	3	11	表2-22 鉄鋼スラグの品質規格	表の削除	削除
3	2	6	3	11			3	2	6	3	11	表2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	表の削除	削除
3	2	6	3	15	15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、令和6年3月)による。	3	2	6	3	15	15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。	改定年度を反映
3	2	6	3	20	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	20	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-24、表2-25の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	3	21	21.マーシャル安定度試験	表2-21、表2-22に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	21.マーシャル安定度試験	表2-24、表2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	3	21		表2-21 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	3	21		表2-24 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	3	21		表2-22 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	21		表2-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	3	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-23の規格による。	3	2	6	7	3	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-26の規格による。	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	3		表2-23 安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3		表2-26 安定処理路盤の品質規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-24に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	4		表2-24 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4		表2-27 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	8	4	4.適用規定	「舗装再生便覧 第2章2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	4.適用規定	「舗装再生便覧 第2章2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	9	2	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。	3	2	6	9	2	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	9	3	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-25の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	3	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	3		表2-25 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3		表2-28 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	4	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表2-26の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	4	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表2-29の標準的性状を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	4		表2-26 アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9	4		表2-29 アスファルト乳剤の標準的性状	図形削除による番号の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文 (令和8年4月)

旧条文 (令和7年4月)

編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	6	9	5	5.ポーラスア スファルト混 合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-27を標準とし、表2-28に示す目標値を満足するように決定する。	3	2	6	9	5	5.ポーラスア スファルト混 合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-30を標準とし、表2-31に示す目標値を満足するように決定する。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	5		表2-27 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	2	6	9	5		表2-30 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	5		表2-28 ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	2	6	9	5		表2-31 ポーラスアスファルト混合物の目標値	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	8	8.施工工程	受注者は、第1編1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	3	2	6	9	8	8.施工工程	受注者は、第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	誤記修正
3	2	6	11	6	(2)	接着剤の規格は表2-29、表2-30を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	(2)	接着剤の規格は表2-32、表2-33を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	6		表2-29 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6		表2-32 接着剤の規格鋼床版用	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	6		表2-30 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6		表2-33 接着剤の規格コンクリート床版用	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	(1)	骨材の標準粒度範囲は表2-31に適合するものとする。	3	2	6	11	8	(1)	骨材の標準粒度範囲は表2-34に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8		表2-31 骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8		表2-34 骨材の標準粒度範囲	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	(2)	標準アスファルト量の規格は表2-32に適合するものとする。	3	2	6	11	8	(2)	標準アスファルト量の規格は表2-35に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8		表2-32 標準アスファルト量	3	2	6	11	8		表2-35 標準アスファルト量	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	9	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表2-33の基準値を満足するものでなければならない	3	2	6	11	9	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表2-36の基準値を満足するものでなければならない	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	9		表2-33 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	9		表2-36 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物の基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	11	(1)	アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は表2-34を満足するものとする。	3	2	6	11	11	(1)	アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は表2-37を満足するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-35の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-38の規格を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	13		表2-35 目地材の規格	3	2	6	11	13	(4)	表2-38 目地材の規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	3	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-36、表2-37の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	3	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-39、表2-40の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	3		表2-36 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	3	2	6	12	3		表2-39 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	3		表2-37 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	3	2	6	12	3		表2-40 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-38に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-41に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	4		表2-38 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12	4		表2-41 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	6	6.コンクリートの 配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-39の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	6	6.コンクリートの 配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-42の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	6		表2-39 コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6		表2-42 コンクリートの配合基準	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	7	7.材料の質量計 量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-40の許容誤差の範囲内とする。	3	2	6	12	7	7.材料の質量計 量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-43の許容誤差の範囲内とする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	7		表2-40 計量誤差の許容値	3	2	6	12	7		表2-43 計量誤差の許容値	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	9	(1)	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定によるものとし、第1編1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	(1)	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年23月)の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	誤記修正
3	2	6	12	12	(3)	なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法を記載しなければならない	3	2	6	12	12	(3)	なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法を記載しなければならない	誤記修正
3	2	6	12	13	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2-36、表2-37に適合するものとする。	3	2	6	12	13	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2-34、表2-35に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	13	(4)	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-41によるものとする。	3	2	6	12	13	(4)	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-44によるものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	13		表2-41 示方配合表	3	2	6	12	13		表2-44 示方配合表	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	14	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表2-42を標準とする。	3	2	6	12	14	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表2-45を標準とする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	14		表2-42 注入目地材(加熱施工式)の品質	3	2	6	12	14		表2-45 注入目地材(加熱施工式)の品質	図形削除による番号の修正
3	2	9	14	1	1.骨材再生工の 施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-21建設副産物の規定による。	3	2	9	14	1	1.骨材再生工の 施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-18建設副産物の規定による。	誤記修正
3	2	9	15	1	1.工事現場発生 品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-20工事現場発生品の規定による。	3	2	9	15	1	1.工事現場発生 品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-17工事現場発生品の規定による。	誤記修正
3	2	9	15	2	2.建設副産物の 規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-21建設副産物の規定による。	3	2	9	15	2	2.建設副産物の 規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-18建設副産物の規定による。	誤記修正
3	2	10	5	3	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による	3	2	10	5	3	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、平成22年6月)の規定による	諸基準類との整合
3	2	10	23		足場工	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省令和5年12月)」によるものとし、	3	2	10	23		足場工	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」によるものとし、	諸基準類との整合
3	2	12	2	3	3.溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表2-43に従って設定しなければならない。	3	2	12	2	3	3.溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表2-46に従って設定しなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	3		表2-43 溶接材料区分	3	2	12	2	3		表2-46 溶接材料区分	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	4	4.被覆アーク溶 接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-44に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	4	4.被覆アーク溶 接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-47に従って乾燥させなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	4		表2-44 溶接棒乾燥の温度と時間	3	2	12	2	4		表2-47 溶接棒乾燥の温度と時間	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	5	5.サブマー ジアーク溶接に 用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-45に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	5	5.サブマー ジアーク溶接に 用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-48に従って乾燥させなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	5		表2-45 フラックスの乾燥の温度と時間							表2-48 フラックスの乾燥の温度と時間	図形削除による番号の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和8年4月）						旧条文（令和7年4月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	12	2	7	(4)	受注者は、多液形塗料の可使用時間は、表2-46の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	(4)	受注者は、多液形塗料の可使用時間は、表2-49の基準を遵守しなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	7		表2-46 多液形塗料の可使用時間	3	2	12	2	7		表2-49 多液形塗料の可使用時間	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	(2)⑦	ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上又は5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	(2)⑦	ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-50に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上又は5倍以上とすることができる。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1		表2-47 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1		表2-50 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	(8)	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表2-49の条件を満たす場合に限り表2-48により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-50とする。	3	2	12	3	1	(8)	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表2-52の条件を満たす場合に限り表2-51により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-53とする。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1		表2-48 予熱温度の標準	3	2	12	3	1		表2-51 予熱温度の標準	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1		表2-49 予熱温度の標準を適用する場合のPcmの条件	3	2	12	3	1		表2-52 予熱温度の標準を適用する場合のPcmの条件	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1		表2-50 Pcm値と予熱温度の標準	3	2	12	3	1		表2-53 Pcm値と予熱温度の標準	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	(11)①	受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2-51に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	3	2	12	3	1	(11)①	受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2-54に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1		表2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1		表2-54 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	3	2	12	3	1	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2-55に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1		表2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1		表2-55 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	(12)	補修方法は、表2-53に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	(12)	補修方法は、表2-56に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1		表2-53 欠陥の補修方法	3	2	12	3	1		表2-56 欠陥の補修方法	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	(13)	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス又はガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-54によるものとする。	3	2	12	3	1	(13)	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス又はガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-57によるものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1		表2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	3	2	12	3	1		表2-57 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	(1)	ボルト孔の径は、表2-55に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	(1)	ボルト孔の径は、表2-58に示すとおりとする。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2		表2-55 ボルト孔の径	3	2	12	3	2		表2-58 ボルト孔の径	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表2-56に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表2-59に示すとおりとする。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2		表2-56 ボルト孔の径の許容差	3	2	12	3	2		表2-59 ボルト孔の径の許容差	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	(3)②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2-57のとおりにしなければならない。	3	2	12	3	2	(3)②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2-60のとおりにしなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2		表2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率	3	2	12	3	2		表2-60 ボルト孔の貫通率及び停止率	図形削除による番号の修正
3	2	12	8	2	2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-58によらなければならない。	2	2	12	8	2	2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-61によらなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	8	2		表2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度	2	2	12	8	2		表2-61 ねじの種類、ピッチ及び精度	図形削除による番号の修正
3	2	12	11	3	3.気温湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表2-59の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。	2	2	12	11	3	3.気温湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表2-62の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	11	3		表2-59 塗装禁止条件	2	2	12	11	3		表2-62 塗装禁止条件	図形削除による番号の修正
3	2	18	2	1	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-32後片付け)を行わなければならない。	3	2	18	2	1	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行わなければならない。	図形削除による番号の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文 (令和8年4月)

旧条文 (令和7年4月)

編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
5	1	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)	5	1	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	諸基準類との整合
5	2	4	3		作業船運転工	受注者は、浚渫にあたり揚船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	5	2	4	3		作業船運転工	受注者は、浚渫にあたり揚船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	誤記修正
5	3	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)	5	3	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	諸基準類との整合
5	3	2				国土交通省 河川砂防技術基準 (令和6年5月)	5	3	2				国土交通省 河川砂防技術基準 (令和5年10月)	諸基準類との整合
5	3	2				国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和6年3月)	5	3	2				国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和5年3月)	諸基準類の改正にともなう
5	4	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)	5	4	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	諸基準類との整合
5	4	3	8		鑄造費	橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	5	4	3	8		鑄造費	受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202 (鑄物用銅合金地金) しなければならない。	諸基準類との整合
5	5	1	5		5.適用規定 (3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書 (案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	5	5	1	5		5.適用規定 (3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書 (案)」(国土交通省、令和5年3月)の規定による。	諸基準類との整合
5	5	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)	5	5	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	諸基準類との整合
5	6	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)	5	6	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	諸基準類との整合
5	7	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)	5	7	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	諸基準類との整合
7	3	4	6	1	1. P C法枠工の施工	受注者は、P C法枠工の施工については第1編1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	7	3	4	6	1	1. P C法枠工の施工	受注者は、P C法枠工の施工については第1編1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	誤記修正
7	3	9	1	2	2. 施工計画書	注者は、杭の施工については第1編1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	7	3	9	1	2	2. 施工計画書	注者は、杭の施工については第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正
8	2	3	2		(2)	ただし、第8編2-3-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削を含むものとする	8	2	3	2		(2)	ただし、第8編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削を含むものとする	誤記修正
9	1	2			適用すべき諸基準								全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻 (平成12年9月)	削除
9	1	7	1	2	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針5-11・6-10施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。							受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針5-11・6-10施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	一部削除
9	2	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)	9	2	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	諸基準類との整合
9	4	3	11		鑄造費	橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	9	4	3	11		鑄造費	橋歴板は、JIS H 2202 (鑄物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鑄物) の規定による。	諸基準類との整合
9	5	3	7		鑄造費	橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	9	5	3	7		鑄造費	橋歴板は、JIS H 2202 (鑄物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鑄物) の規定による。	諸基準類との整合
9	6	2			適用すべき諸基準	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (令和6年3月)	9	6	2			適用すべき諸基準	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)	諸基準類の改正にともなう
9	6	6	4	5	適用規定	インパット盛土の締固め度については、第1編1-1-26施工管理第8項の規定による。	9	6	6	4	5	適用規定	インパット盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定による。	誤記修正
9	6	8	6	2	2.標示板の材質	標示板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。	9	6	8	6	2	2.標示板の材質	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202 (鑄物用銅合金地金) とし両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。	諸基準類との整合
9	6	8	6	3		図6-2 標示板の配置イメージ図 板厚3mm	9	6	8	6	3		図6-2 標示板の配置イメージ図 板厚8mm、字厚5mm、計13mm	実態を踏まえた規定の変更
9	7	6	5	2	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による	9	7	6	5	2	2.銘板の材質	銘板の材質はJIS H 2202 (鑄物用銅合金地金) とする。	諸基準類との整合
9	8	7	5	2	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	9	8	7	5	2	2.銘板の材質	銘板の材質は、JIS H 2202 (鑄物用銅合金地金) とする。	諸基準類との整合
9	14	1	5		5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	9	14	1	5		5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正
9	14	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)	9	14	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)	諸基準類との整合
9	14	4	7	1	(3)	受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	14	4	7	1	(3)	受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、工事監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正
9	14	4	7	2	(2)	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-21マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	9	14	4	7	2	(2)	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-24マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	図形削除による番号の修正
9	14	4	7	2	(3)	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-21マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。	9	14	4	7	2	(3)	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-22マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。	図形削除による番号の修正
9	15	3	1	2	2. 施工計画書	除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編1-1-6施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	9	15	3	1	2	2. 施工計画書	除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編1-1-4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	誤記修正
9	16	1	5		5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	9	16	1	5		5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正
9	16	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)	9	16	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)	諸基準類との整合
9	16	24	4	27	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-34環境対策の規定によるものとする。	9	16	24	4	27	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定によるものとする。	誤記修正
9	16	24	5	6	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-34環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更が必要な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。	9	16	24	5	6	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更が必要な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。	誤記修正
10	1	2				日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年7月)	10	1	2				日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	諸基準類との整合
10	1	2				日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針 (平成24年9月)	10	1	2				日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)	諸基準類との整合
10	1	2				日本道路協会 道路土工—盛土工指針 (平成22年5月)	10	1	2				日本道路協会 道路土工—盛土工指針 (平成22年4月)	諸基準類との整合
10	1	2				日本道路協会 道路土工—切土工・斜面安定工指針 (平成21年7月)	10	1	2				日本道路協会 道路土工—切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)	諸基準類との整合
10	1	2				日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年9月)	10	1	2				日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月)	諸基準類との整合

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和8年4月）

旧条文（令和7年4月）

編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由	
10	1	2				日本道路協会 道路土工—カルバート工指針(平成22年4月)	10	1	2				日本道路協会 道路土工—カルバート工指針(平成22年3月)	諸基準類との整合	
10	1	2				国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年11月)	10	1	2				国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	諸基準類との整合	
10	1	10	4	2		受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。また、掘り取った根株は建設発生木材として処分しなければならない。	10	1	10	4	2		受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。	追加	
10	2	2				国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)(平成29年9月)	10	2	2						追加
10	2	3	2	8	(1)	薬剤は、農業取締法(令和5年5月改正、法律第36号)に基づくものでなければならない。	10	2	3	2	8	(1)	薬剤は、農業取締法(平成30年、法律第53号)に基づくものでなければならない。	諸基準類との整合	
10	3	2				日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 令和6年版 都市公園協会の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂第2版)の解説(令和6年6月)	10	3	2				日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版)都市公園協会の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説(平成29年3月)	諸基準類との整合	
10	3	2				国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)(令和6年6月)	10	3	2				国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(平成26年6月)	諸基準類との整合	
10	3	2				国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)(令和6年6月)	10	3	2				国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)(平成26年6月)	諸基準類との整合	
10	3	2				日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2024(令和6年4月)	10	3	2				日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014(平成26年6月)	諸基準類との整合	
10	3	2				国土交通省 みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集(令和6年4月)								新規	
10	3	2				空気調和・衛生工学会 空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備編(平成22年2月)								新規	
10	3	2				日本電気協会 内線規程 第14版(令和4年12月)	10	3	2				日本電気協会 内線規程(平成28年9月)	諸基準類との整合	
10	3	2				日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	10	3	2				日本道路協会 舗装再生便覧(平成25年12月)	諸基準類との整合	
10	3	2				国土交通省 土木工事安全施工技術指針(令和4年2月)	10	3	2				全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針(平成22年4月)	諸基準類との整合	
10	3	2				土木学会 舗装標準示方書 2023年制定(令和5年10月)	10	3	2				土木学会 舗装標準示方書(平成27年10月)	諸基準類との整合	
10	3	2				土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定](2023年3月)	10	3	2				土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2023年制定](2023年3月)	錯誤	
10	3	2				土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定](2023年9月)	10	3	2				土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定](2023年3月)	錯誤	
10	3	3	1	2		受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	10	3	3	1	2		受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成31年4月)第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	諸基準類との整合	
10	3	3	2	1			10	3	3	2	1		JWWA K 127(水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)	削除	
10	3	3	2	1			10	3	3	2	1		JWWA K 128(水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)	削除	
10	4	2				日本道路協会舗装再生便覧(令和6年3月)	10	4	2				日本道路協会舗装再生便覧(平成25年12月)	諸基準類との整合	
10	4	2				土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(令和5年3月)	10	4	2				土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)	諸基準類との整合	
10	4	2				土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(令和5年9月)	10	4	2				土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	諸基準類との整合	
10	4	2				日本スポーツ施設協会 屋外スポーツ施設の建設指針 令和5年改訂版 各種スポーツ施設の設計・施工(令和5年3月)	10	4	2				日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29年改訂版(平成29年5月)	諸基準類との整合	